三者技術調整会実施要領

(目的)

第1条 公共工事の施工にあたり発生する工事現場毎の技術的諸問題について,発注者 (県土木部),委託請負者(コンサルタント)及び工事請負者(建設・施工)の 三者が合同で技術交流・意見交換等の会議を実施するため,三者技術調整会(以下「技術調整会」という。)を設置する。技術調整会では調整事項に係る問題点の把握及び検討を図るとともに関係機関技術職員の技術向上を図ることを目的と する。

(対象工事)

- 第2条 技術調整会を設置する工事は、現場条件が特殊であり、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、以下のいずれかにあてはまる工事を対象とする。
 - ただし,技術調整会の導入効果が少ない工事と判断されたものは除く。
 - (1)構造計算を伴う重要構造物を主体とする工事
 - (2)新技術を採用している工事
 - (3)現場条件が特殊な工事(地盤条件,水理条件等)
 - (4) その他, 施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事

(事務局)

第3条 技術調整会の事務局は,発注機関に設置するものとする。

(構成員)

- 第4条 この技術調整会の構成員は,次のとおりとする。
 - (1)発注者:総括監督員,監督員及び必要により事業担当課職員等
 - (2)委託請負者:当該工事設計業務の管理技術者,照査技術者,担当技術者等
 - (3) 工事請負者:当該工事の現場代理人,主任技術者,監理技術者等 なお,必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができるものとする。

(開催の時期及び回数)

第5条 工事請負者が工事施工前の現地踏査,事前測量を実施し,設計図書の照査が終了した時点で,監督職員に照査結果及び質問書を工事打合簿により提出し,技術調整会開催の要請後,発注者において日程等の調整を行ったうえで開催する。 なお,開催回数は原則1回とし,現場条件の特殊性等に応じ,発注者の判断により複数回開催することができるものとする。

(調整事項)

- 第6条 技術調整会での調整事項は次のとおりとする。
 - (1) 工事請負者による設計図書の照査結果報告,質問書の説明
 - (2)発注者,委託請負者による質問書に対する回答
 - (3)委託請負者による設計意図の説明
 - (4)施工における留意点等の確認
 - (5)工事の円滑な執行を図るための意見交換
 - (6)その他(三者において調整事項を要すると判断される事項の確認)

(費用の負担)

- 第7条 技術調整会の開催に係る費用は,発注者が負担する。
 - (1)委託請負者に対する費用:原則,請負業務(随意契約)として取扱うことと する。(業務名: 工事三者技術調整会業務委託)
 - (2) 工事請負者に対する費用:工事打合せに含まれるため,計上しない。

附則

この実施要領は,平成21年12月1日から施行する。

三者技術調整会実施要領の運用について

1 三者技術調整会の実施にあたって

(1) 三者技術調整会実施工事の発注にあたっては,特記仕様書に三者技術調整会の 実施対象工事である旨を明記するとともに,委託請負者と事前に参加について協 議すること。

(特記仕様書記載例)

|第一条||「三者技術調整会」の開催|

本工事は,工事着手前に当該工事の施工業者,その設計等を担当したコンサルタント並びに発注者が参加して,設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者技術調整会」を設置し,当該工事に関する調整事項に係る問題点の把握及び検討を図るとともに,関係機関技術職員の技術向上を図ることを目的とする対象工事である。

請負者は,工事着手前に現地踏査,事前測量を実施し,設計図書の照査が終了した時点で,監督職員に照査結果及び質問書を工事打合簿により提出し,「三者技術調整会」の開催を要請するものとする。

なお、開催回数は原則1回とし、現場条件の特殊性等に応じ、発注者の判断により必要に応じて増やすことができるものとする。

また,三者技術調整会は,別添の「三者技術調整会実施要領」,「三者技術調整会実施要領の運用について」及び「三者技術調整会運用マニュアル(案)」に基づき実施することとする。

(2) 入札後の工事請負者による設計図書の照査結果の報告及び質問書の提出 工事請負者は,工事施工前の現地踏査,事前測量を実施し,設計図書の照査 が終了した時点において設計図書の照査結果,質問等を整理し,監督職員が確認 できる資料及び質問書及び「三者技術調整会」の開催の要請について,工事打合 簿により提出すること。

発注者は,工事請負者からの提出後,照査結果の確認,質問書の内容確認を行うこと。

また,発注者は内容確認後,委託請負者へも工事請負者からの提出資料を提供したうえで,三者技術調整会開催時における回答項目の調整を行い,それぞれにおいて回答の準備を行うこと。

なお,工事請負者より質問等がない場合でも,設計を担当したコンサルタント に設計意図の説明を実施させるものとし,「三者技術調整会」を開催する。

(3) 照査マニュアル(案)の提出

工事請負者は,下記工事に該当する場合,設計図書の照査結果の報告に併せて「照査マニュアル(案)」を照査結果の一部資料として監督職員に提出すること。 なお,下記工事以外の工種においても,下記工事に準拠できるものがあれば 監督職員の指示により利用できるものとする。

(該当ずる工事)

樋門・樋管工事 築堤・護岸工事 道路改良(舗装)工事 橋梁下部工事 橋梁上部工事 共同溝工事 砂防工事 急傾斜工事

(4) 三者技術調整会運用マニュアル(案)の活用 各構成員は,三者技術調整会の実施にあたって別添「三者技術調整会運用マニュアル(案)」を活用すること。

2 第1回三者技術調整会について

(1) 開催時期

監督員は,出席が必要な構成員及び開催時期を検討し,調整したうえで各構成員に連絡する。

(2) 調整事項

三者技術調整会は要領第6条に定める調整事項に関しての会議を行う。

- 1) 工事請負者より設計図書の照査結果報告,質問書の説明 工事請負者は,現地踏査,事前測量及び設計図書の照査結果について報告する。また,質問書についての説明を行う。
- 2) 発注者,委託請負者による質問書に対する回答 発注者,委託請負者において,工事請負者からの質問内容に対する回答を それぞれ行う。
- 3) 設計意図の説明

委託請負者は,当該工事に係る設計成果,設計照査報告書の資料等により 設計意図及び施工における留意点等を的確に説明し,また工事請負者からの 質問等について回答すること。

4) 施工における留意点等の確認

三者技術調整会の各構成員は,契約図書である図面等と現地状況との整合性,設計条件・設計意図及び施工に際しての留意事項について確認する。

- 5) 工事の円滑な執行を図るための意見交換 工事の円滑な執行を図るための技術提案等があれば意見交換を行う。
- 2事の行権なが行を図るための技術旋桨等があれる感光大撲を行う。 6) その他 三者において 調整事項を要すると判断される事項についての音目交

´ 三者において,調整事項を要すると判断される事項についての意見交換, 確認を行う。

(3) 記録

発注者は,別紙様式 - 1「三者技術調整会記録簿」により調整された事項について記録を行い,会議終了後,各構成員に内容確認及び承諾を得る。

(4) 施工計画書への反映

工事請負者は,三者技術調整会で調整した事項について,施工計画書へ反映させること。

3 工事施工中における三者技術調整会について(2回目以降)

- (1) 要領第5条に基づき初回のみ,原則1回とするが,現場条件の特殊性等に応じ, 発注者の判断により開催する。
- (2) 開催時期等については,1回目と同様とする(上記2の(1)~(4))。

4 三者技術調整会終了後

発注者は,別紙様式-1「三者技術調整会記録簿」を速やかに技術管理課へ提出すること。

5 予算について

測量試験費で計上可能な事業は,道路局,都市・地域整備局,河川局,港湾局の補助事業とする。

ただし,上記に係る詳細及び不明点等は,各事業主務課へ確認すること。

6 費用の負担について

委託請負者に対する費用の積算方法は次のとおりとする。

- (1) 打合せ:主任技師 0.5人/回,技師(A)0.5人/回を計上する。
- (2) 旅費交通費:設計業務等標準積算基準書によるものとする。 諸経費,技術経費は計上しない。

7 詳細設計等委託業務発注について

業務の発注にあたっては,特記仕様書に三者技術調整会の協力について明記すること。

(特記仕様書記載例)

|第 | 条 | 「三者技術調整会」の開催|

受注者は,本委託の成果による工事を実施するにあたり公共工事の品質確保 及び円滑な事業執行を目的として,当該工事の施工者,設計者,発注者の三者 による「三者技術調整会」を開催することがあるため,発注者からの参加依頼 があった場合は協力すること。

なお ,「三者技術調整会」への参加費用については別途 , 契約を締結するもの とする。

三者技術調整会開催フロー(案)

